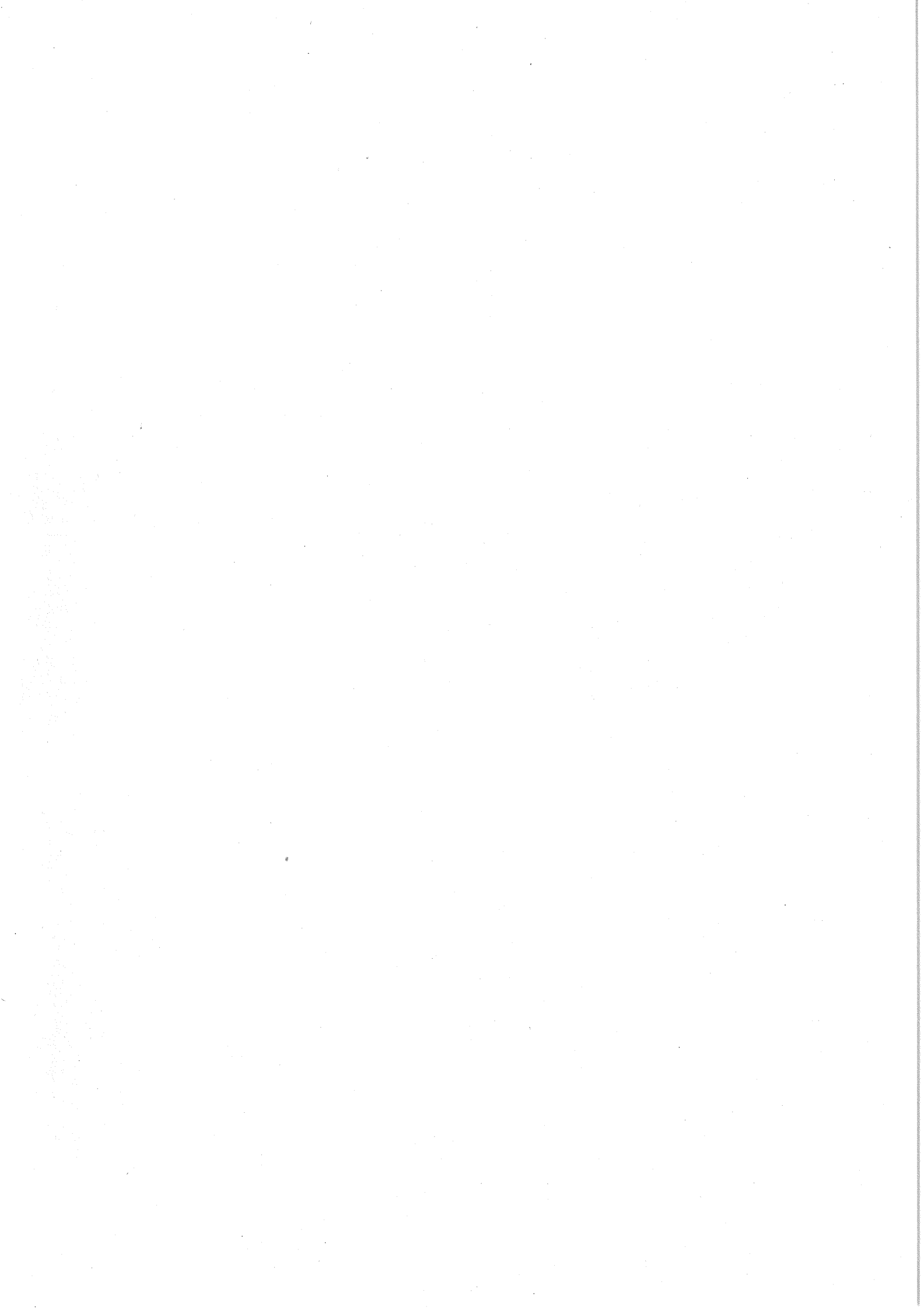


平成 2 9 年

第 7 回日向市議会(定例会)議案

1 2 月 1 5 日

日 向 市



# も く ろ く

議案第89号	日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第90号	日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	14
議案第91号	日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例……………	16
議案第92号	日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を 改正する条例……………	18
議案第93号	日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……………	20
議案第94号	平成29年度日向市一般会計補正予算（第6号）……………	別冊

## 日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3まで及び附則第13項第2号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3まで及び附則第13項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡</p>

した日現在。附則第13項第2号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 [略]

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第13項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

した日現在。附則第13項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 [略]

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

附 則

1～15 [略]

16 附則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

1～15 [略]

16 附則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)  
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	

37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	



78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	410,100
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	410,400
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	410,600
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	410,800
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	411,100
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	411,400
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	411,600
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	411,800
94		294,400	342,200		392,900	412,100
95		294,800	342,700		393,200	412,400
96		295,200	343,100		393,400	412,600
97		295,400	343,200		393,600	412,800
98		295,700	343,700		393,900	413,100
99		296,100	344,100		394,200	413,400
100		296,500	344,400		394,400	413,600
101		296,700	344,700		394,600	413,800
102		297,000	345,100		394,900	
103		297,400	345,500		395,200	
104		297,700	345,900		395,400	
105		297,900	346,400		395,600	
106		298,200	346,800		395,900	
107		298,600	347,200		396,200	
108		298,900	347,600		396,400	
109		299,100	348,100		396,600	
110		299,500	348,500		396,900	
111		299,900	348,800		397,200	
112		300,200	349,100		397,400	
113		300,300	349,600		397,600	
114		300,600			397,900	
115		300,900			398,200	
116		301,300			398,400	
117		301,500			398,600	
118		301,700			398,900	

	119		302,000			399,200		
	120		302,300			399,400		
	121		302,700			399,600		
	122		302,900					
	123		303,200					
	124		303,500					
	125		303,800					
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第2(第3条関係)

## 医療職給料表

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100	566,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400	569,200
	3	251,400	337,700	402,500	475,600	572,300
	4	253,900	340,700	405,300	477,900	575,400
	5	256,200	343,400	408,000	480,200	578,300
	6	260,000	346,700	410,700	482,400	580,700
	7	263,800	349,800	413,500	484,600	583,100
	8	267,600	352,900	416,200	486,800	585,500
	9	271,200	355,700	418,600	488,800	587,700
	10	275,200	358,600	421,300	490,900	589,200
	11	279,200	361,700	423,900	493,000	590,700
	12	283,200	364,900	426,600	495,100	592,200
	13	287,000	367,900	429,000	497,200	593,700
	14	291,000	371,500	431,500	499,300	594,800
	15	294,900	374,700	433,900	501,400	595,900
	16	298,800	378,400	436,400	503,500	596,800
	17	302,600	382,000	438,500	505,600	598,000
	18	306,200	384,700	440,900	507,600	599,000
	19	309,700	387,500	443,200	509,600	600,000
	20	313,300	390,200	445,600	511,600	601,000
	21	316,900	393,100	447,200	513,400	602,000
	22	320,600	395,700	449,600	515,200	
	23	324,100	398,300	452,000	517,100	
	24	327,600	400,700	454,300	519,000	
	25	331,100	402,900	456,300	520,700	
	26	333,900	405,200	458,600	522,500	
27	336,500	407,400	460,800	524,300		

28	339,100	409,700	463,100	526,100
29	341,900	412,000	465,300	527,800
30	344,000	414,100	467,600	529,600
31	346,200	416,100	469,900	531,400
32	348,600	418,200	472,100	533,200
33	350,900	420,200	474,100	534,800
34	353,300	422,100	476,200	536,600
35	355,500	423,900	478,300	538,300
36	358,000	425,900	480,400	540,100
37	360,400	427,800	482,500	541,700
38	362,800	429,800	484,300	543,300
39	365,200	431,800	486,100	544,700
40	367,400	433,800	487,900	546,300
41	369,700	435,600	489,600	547,800
42	371,100	437,400	491,400	549,200
43	372,600	439,100	493,200	550,600
44	374,000	440,900	495,000	551,900
45	375,300	442,800	496,600	553,100
46	376,700	444,600	498,300	554,100
47	378,200	446,400	500,100	555,100
48	379,700	448,100	501,900	556,100
49	380,900	449,900	503,500	557,100
50	381,900	451,600	504,800	558,000
51	382,900	453,400	506,100	558,900
52	383,800	455,200	507,400	559,800
53	384,700	457,100	508,500	560,600
54	385,600	458,300	509,800	561,500
55	386,300	459,500	511,100	562,400
56	387,200	460,700	512,400	563,300
57	388,000	461,900	513,400	564,200
58	388,900	462,900	514,200	565,100
59	389,700	463,900	515,000	566,000
60	390,500	464,900	515,800	566,700

61	391,100	465,700	516,700	567,600
62	391,600	466,400	517,500	568,500
63	392,000	467,100	518,400	569,400
64	392,500	467,800	519,200	570,300
65	392,800	468,500	520,100	571,200
66		469,200	521,000	
67		469,900	521,700	
68		470,600	522,600	
69		470,900	523,500	
70		471,600	524,300	
71		472,300	525,200	
72		473,000	526,100	
73		473,400	526,900	
74		474,000	527,800	
75		474,700	528,700	
76		475,400	529,400	
77		475,800	530,200	
78		476,400	531,100	
79		477,000	532,000	
80		477,500	532,900	
81		478,100	533,700	
82		478,600	534,600	
83		479,100	535,500	
84		479,600	536,400	
85		480,000	537,200	
86		480,600	538,100	
87		481,000	539,000	
88		481,500	539,900	
89		482,000	540,700	
90		482,600		
91		483,200		
92		483,600		
93		484,100		

	94		484,700			
	95		485,300			
	96		485,900			
	97		486,400			
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600	565,500

備考 この表は、医師に適用する。

第2条 日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～15 [略]</p> <p>16 附則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に、100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額<u>に100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～15 [略]</p> <p>16 附則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員</p>

で附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6 月に支給する場合には 100 分の 1.275、12 月に支給する場合には 100 分の 1.425 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6 月に支給するときは 100 分の 85、12 月に支給するときは 100 分の 95 を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

で附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 1.35 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 90 を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の日向市一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

##### （給与の内払）

第 2 条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の日向市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年日向市条例第 16 号。以下この条において「平成 27 年改正条例」という。）

附則第 3 項から第 5 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成 27 年改正条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

##### （委任）

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成 29 年 12 月 15 日 提出

日向市長 十 屋 幸 平



## 日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和37年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

第2条 日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の特別職条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の特別職条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職条例の規定による給与の内払とみなす。

平成29年12月15日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和37年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。 ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。 ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3・4 [略]</p>

第2条 日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。 ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。 ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする</p> <p>3・4 [略]</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の日向市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次条において「改正後の議員条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の議員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の議員条例の規定による給与の内払とみなす。

平成29年12月15日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和41年日向市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

第2条 日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

## 附 則

## (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（次条において「改正後の教育長条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

## (給与の内払)

第2条 改正後の教育長条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教育長条例の規定による給与の内払とみなす。

平成29年12月15日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="181 624 1093 994"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>372,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>420,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>471,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>532,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>607,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>709,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>829,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>（日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年日向市条例第1号）第7条第4項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあ</p>	号給	給料月額（円）	1	372,000	2	420,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000	6	709,000	7	829,000	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 624 2056 994"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>373,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>421,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>471,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>532,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>607,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>709,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>829,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>（日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年日向市条例第1号）第7条第4項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは</p>	号給	給料月額（円）	1	373,000	2	421,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000	6	709,000	7	829,000
号給	給料月額（円）																																
1	372,000																																
2	420,000																																
3	471,000																																
4	532,000																																
5	607,000																																
6	709,000																																
7	829,000																																
号給	給料月額（円）																																
1	373,000																																
2	421,000																																
3	471,000																																
4	532,000																																
5	607,000																																
6	709,000																																
7	829,000																																

<p>るのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>
---	--

第2条 日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年日向市条例第1号）第7条第4項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年日向市条例第1号）第7条第4項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

##### (給与の内払)

第2条 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

##### (規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



平成29年12月15日 提出

日向市長 十 屋 幸 平